



令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第11報】

1. 災害の概要

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で9県98市町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	山形県	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>2</u>	<u>31</u>
2	長野県	4	4	6	14
3	岐阜県	6	0	0	6
4	島根県	1	0	0	1
5	福岡県	4	0	0	4
6	佐賀県	1	0	0	1
7	熊本県	9	12	5	26
8	大分県	2	2	0	4
9	鹿児島県	9	2	0	11
	<u>9</u> 県合計	<u>49</u>	<u>36</u>	<u>13</u>	<u>98</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【山形県】</p> <p>山形市 (やまがたし)</p> <p>米沢市 (よねざわし)</p> <p>鶴岡市 (つるおかし)</p> <p>酒田市 (さかたし)</p> <p>新庄市 (しんじょうし)</p> <p>寒河江市 (さがえし)</p> <p>上山市 (かみのやまし)</p> <p>村山市 (むらやまし)</p> <p>長井市 (ながいし)</p> <p>天童市 (てんどうし)</p> <p>東根市 (ひがしねし)</p> <p>尾花沢市 (おばなざわし)</p> <p>南陽市 (なんようし)</p> <p>東村山郡山辺町 (ひがしむらやまぐんやまのべまち)</p> <p>東村山郡中山町 (ひがしむらやまぐんなかやままち)</p> <p>西村山郡河北町 (にしむらやまぐんかほくちょう)</p> <p>西村山郡西川町 (にしむらやまぐんにしかわまち)</p> <p>西村山郡朝日町 (にしむらやまぐんあさひまち)</p> <p>西村山郡大江町 (にしむらやまぐんおおえまち)</p> <p>北村山郡大石田町 (きたむらやまぐんおおいしだまち)</p> <p>最上郡最上町 (もがみぐんもがみまち)</p>	<p>7月28日</p>	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p><u>最上郡舟形町</u> (もがみぐんふながたまち)</p> <p><u>最上郡大蔵村</u> (もがみぐんおおくらむら)</p> <p><u>最上郡戸沢村</u> (もがみぐんとざわむら)</p> <p><u>東置賜郡高島町</u> (ひがしおきたまぐんたかはたまち)</p> <p><u>東置賜郡川西町</u> (ひがしおきたまぐんかわにしまち)</p> <p><u>西置賜郡小国町</u> (にしおきたまぐんおぐにまち)</p> <p><u>西置賜郡白鷹町</u> (にしおきたまぐんしらたかまち)</p> <p><u>西置賜郡飯豊町</u> (にしおきたまぐんいいでまち)</p> <p><u>東田川郡三川町</u> (ひがしたがわぐんみかわまち)</p> <p><u>東田川郡庄内町</u> (ひがしたがわぐんしょうないまち)</p>	7月28日	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【長野県】</p> <p>松本市 (まつもとし)</p> <p>飯田市 (いいたし)</p> <p>伊那市 (いなし)</p> <p>安曇野市 (あづみのし)</p> <p>上伊那郡宮田村 (かみいなぐんみやだむら)</p> <p>下伊那郡阿南町 (しもいなぐんあなんちょう)</p> <p>下伊那郡阿智村 (しもいなぐんあちむら)</p> <p>下伊那郡下條村 (しもいなぐんしもじょうむら)</p> <p>下伊那郡売木村 (しもいなぐんうるぎむら)</p> <p>木曾郡上松町 (きそぐんあげまつまち)</p> <p>木曾郡南木曾町 (きそぐんなきそまち)</p>	7月8日	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>木曾郡王滝村 (きそぐんおうたきむら)</p> <p>木曾郡大桑村 (きそぐんおおくむら)</p> <p>木曾郡木曾町 (きそぐんきそまち)</p> <p>【岐阜県】</p> <p>高山市 (たかやまし)</p> <p>中津川市 (なかつがわし)</p> <p>恵那市 (えなし)</p> <p>飛驒市 (ひだし)</p> <p>郡上市 (ぐじょうし)</p> <p>下呂市 (げろし)</p>	7月8日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p>【島根県】</p> <p>江津市 (ごうつし)</p>	7月13日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p>【福岡県】</p> <p>大牟田市 (おおむたし)</p> <p>八女市 (やめし)</p> <p>みやま市 (みやまし)</p> <p>久留米市 (くるめし)</p> <p>【佐賀県】</p> <p>鹿島市 (かしまし)</p>	7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【熊本県】</p> <p>八代市 (やつしろし)</p> <p>人吉市 (ひとよしし)</p> <p>水俣市 (みなまたし)</p> <p>上天草市 (かみあまくさし)</p> <p>天草市 (あまくさし)</p> <p>葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち)</p> <p>葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち)</p> <p>球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち)</p> <p>球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち)</p> <p>球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち)</p> <p>球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら)</p> <p>球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら)</p> <p>球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら)</p> <p>球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら)</p> <p>球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら)</p> <p>球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう)</p>	<p>7月4日</p>	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>荒尾市 (あらおし)</p> <p>玉名市 (たまなし)</p> <p>山鹿市 (やまがし)</p> <p>菊池市 (きくちし)</p> <p>玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち)</p> <p>玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんまち)</p>	<p>7月6日</p>	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち)</p> <p>玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち)</p> <p>阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおぐにまち)</p> <p>阿蘇郡小国町 (あそぐんおぐにまち)</p> <p>【大分県】</p> <p>日田市 (ひたし)</p> <p>由布市 (ゆふし)</p> <p>玖珠郡九重町 (くすぐんこのえまち)</p> <p>玖珠郡玖珠町 (くすぐんくすまち)</p>	7月6日	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【鹿児島県】</p> <p>阿久根市 (あくねし)</p> <p>出水市 (いずみし)</p> <p>伊佐市 (いさし)</p> <p>出水郡長島町 (いずみぐんながしまちよう)</p> <p>鹿屋市 (かのやし)</p> <p>曾於市 (そおし)</p> <p>志布志市 (しぶしし)</p> <p>垂水市 (たるみずし)</p> <p>薩摩川内市 (さつませんだいし)</p> <p>いちき串木野市 (いちきくしきのし)</p> <p>曾於郡大崎町 (そおぐんおおさきちよう)</p>	7月4日	<p>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

2. これまでにとられた措置
- ・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、横田、森戸、柚上、山地
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）